

議案第12号

埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年7月28日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正のほか、消防庁次長通知に伴い所要の改正を行う必要が生じたため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

第1条 埼玉西部消防組合火災予防条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項中「変電施設」を「変電設備」に改める。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

第2条 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続する

ためのものをいう。以下同じ。)を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう」を「を除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。)」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本 体上方の側 方又は後方 の離隔距離 を示す。	
				据置型レン ジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注		
			不燃	開放式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	14kW 以下	80	0	—		0
					据置型レン ジ	21kW 以下	80	0	—		0
	上記に分類されな いもの			使用温度が 800℃以上 のもの	—	250	200	300	200		
				使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの	—	150	100	200	100		
				使用温度が 300℃未満 のもの	—	100	50	100	50		

を

厨房 設備	気体 燃料	不燃 以外	開放式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本 体上方の側 方又は後方 の離隔距離 を示す。
				据置型レン ジ	21kW 以下	100	15 注	15	15 注	
			不燃	開放式	組込型こん ろ・グリル 付こんろ・ グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリル付こ んろ・グリ ドル付こん ろ	14kW 以下	80	0	—	

			んろ・グリ ドル付こん ろ						
			据置型レン ジ	21kW以下	80	0	—	0	
固体 燃料	不燃 以外	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
	不燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
上記に分類されな いもの			使用温度が 800℃以上 のもの	—	250	200	300	200	
			使用温度が 300℃以上 800℃未満 のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が 300℃未満 のもの	—	100	50	100	50	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定並びに次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定及び附則第4項の規定 令和5年10月1日

(3) 第3条の規定及び附則第5項から第7項までの規定 令和6年1月1日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の埼玉西部消防組合火災予防条例（以下この項及び次項において「第1条改正後火災予防条例」という。）第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

- 3 第1条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている第1条改正後火災予防条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、第1条改正後火災予防条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている同条の規定による改正後の埼玉西部消防組合火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 5 第3条の規定の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び同条の規定による改正後の埼玉西部消防組合火災予防条例（以下「第3条改正後火災予防条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第7項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、第3条改正後火災予防条例第11条第1項第3号の2（第3条改正後火災予防条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第3条の規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている第3条改正後火災予防条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、第3条改正後火災予防条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 第3条改正後火災予防条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、第3条の規定の施行の際現に設置されているもの及び第3条の規定の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置

されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない